

岩見沢市保育の利用に関する規則及び岩見沢市立栗沢認定 こども園条例施行規則の一部を改正する規則の概要

第 1 改正の趣旨

「こども家庭庁設置法（令和 4 年法律第 7 5 号）」の施行に伴って必要となる関係法律の改正を行う「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 7 6 号）」による子ども・子育て支援法の一部改正を受け、所要の規定の整理を行う。

第 2 改正の内容

- (1) 岩見沢市保育の利用に関する規則（第 1 条関係）
子ども・子育て支援法第 1 9 条第 2 項が削除されたことに伴う同条第 1 項を引用する条文の改正
- (2) 岩見沢市立栗沢認定こども園条例施行規則（第 2 条関係）
岩見沢市保育の利用に関する規則第 2 条第 1 項の読替規定の改正

第 3 施行期日

公布の日

岩見沢市規則第16号

岩見沢市保育の利用に関する規則及び岩見沢市立栗沢認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月12日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市保育の利用に関する規則及び岩見沢市立栗沢認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

(岩見沢市保育の利用に関する規則の一部改正)

第1条 岩見沢市保育の利用に関する規則(平成27年規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第1項」を削る。

(岩見沢市立栗沢認定こども園条例施行規則の一部改正)

第2条 岩見沢市立栗沢認定こども園条例施行規則(平成29年規則第10号)の一部を次のように改正する。

第4条後段中「第19条第1項」を「第19条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。